

料金改定算出資料

工事費を受益者負担金と考え、算定する。

総事業費 ÷ 年間コマ数 = 1コマ当たりの負担額
 441,908千円 ÷ 74,514コマ = 5,931円

1コマ当たりの負担額 ÷ 人工芝の耐用年数(15年) = 値上げ分
 5,931円 ÷ 15年 = 395円

550円(現状) + 395円 = 945円

『流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針』

Ⅲ 急激な負担増への配慮

上記により算出された使用料が現行の使用料を大幅に上回る場合は、急激な負担増を避けるため、使用料が段階的に上昇するよう配慮が必要です。

そこで、以下のような対応を図ることとしました。

② 個人利用の場合

個人で利用する施設については、改定分がそのまま利用者一人当たりの負担増につながることから、上記とは別に改定上限率の目安を設定します。

表 8

現 行 料 金	改定上限率
100円以下	100%
100円を超える	50%

※表7及び表8による改定後の使用料の単位は、50円単位を基本とします。

上記により、算定すると

一般 550円×150% = 825円
 小中高校生 220円×150% = 330円
 コミュニティプラザ屋内 1,100円×150% = 1,650円

◇参考データ◇

R元年度 テニスコート11面（実績利用コマ数）

※運動公園：30,210 コマ、コミプラ：4,668 コマ 計 34,878 コマ

R3年度 テニスコート11面（実績利用コマ数）

※運動公園：36,870 コマ、コミプラ：5,291 コマ 計 42,161 コマ

R6年度 テニスコート15面（見込利用コマ数）

※運動公園：55,305 コマ、コミプラ：5,291 コマ 計 60,596 コマ

総事業費 441,908 千円

<内訳>

○スポーツ振興課分 281,908 千円

- ・庭球場拡張整備工事 147,026 千円
- ・庭球場照明施設新設工事 40,282 千円
- ・庭球場（1～4面）照明施設新設工事 20,000 千円
- ・シェルター工事 35,000 千円
- ・庭球場（1～4面）人工芝張替え 22,000 千円
- ・コミュニティプラザ庭球場人工芝張替え 17,600 千円

○みどりの課分 160,000 千円

- ・駐車場増設整備、庭球場解体工事 160,000 千円（概算）